平成２６年（フ）第２号
京都府舞鶴市字泉源寺171番地８―Ｍ５棟207号
債務者　田村　孔明
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　　寿
4　破産債権の届出期間　平成26年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第１９８２号
福岡市城南区七隈７丁目16番12―205号
債務者　山尾　博志
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住野　武史
4　破産債権の届出期間　平成26年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４号
宮城県大崎市古川北稲葉３丁目13番10号
債務者　三浦さき子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
4　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
岡山市南区西紅陽台３丁目１番地73
債務者　船場　徳彦
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上西　芳樹
4　破産債権の届出期間　平成26年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２５号
福島市松川町美郷１丁目２―５　メロディハウス　メゾフォルテ102、住民票上の住所福島市松川町水原字中遠谷地21番地
債務者　斎藤　勝騎
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森谷　吉博
4　破産債権の届出期間　平成26年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第４９２号
愛知県豊田市寺部町２丁目11番地18、前住所愛知県岡崎市栄町４丁目47番地３
債務者　石川　富弘
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　常彦
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
愛知県岡崎市宇頭町字後久17番地12　バウハウス１号館Ｂ―101、前住所愛知県岡崎市康生通西３丁目15番地７　岡崎タワーレジデンス1205
債務者　リブフォーワンアナザーこと　小山　直子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　亜紀
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２８号
函館市時任町８番17号　Ｋハウス101号
債務者　井ノ内奈穂美（旧姓足澤）
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２７５号
岡山県倉敷市宮前380番地25　トヨタコーポ103
債務者　渡邊亜祈子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２８０号
岡山県倉敷市帯高617番地８　ドミール平松Ａ―201
債務者　中川　　忍（旧姓坪井）
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２８３号
岡山県倉敷市福田町古新田906番地１　レオパレスハピネスいずみや110
債務者　岡村　憲和
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２８６号
岡山県井原市笹賀町1633番地１
債務者　谷本　哲男
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
大分県日田市天瀬町赤岩46―４　浮羽寮101、住民票上の住所奈良県桜井市大字吉備32番地の15
債務者　財満　　修
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第４２号
大分県日田市大字求来里1859番地
債務者　松尾　　篤
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第１８３号
千葉県東金市東岩崎12番地２
債務者　戸田　美登
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係